

令和8年4月1日から施行された法改正について 労働安全衛生法改正の主なポイント③

本誌では、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法改正のポイントを解説しています。今回は、令和8年4月1日の施行のものです。

機械等貸与者の講ずべき措置【施行期日：令和8年4月1日】

特定の機械を事業を行う者に貸与する「機械等貸与者」は、従前から労働災害防止のための必要な措置を講じなければならないこととなっておりましたが、今回の改正で、個人事業者等に貸与する場合にもその措置が必要となりました（安衛法第33条関係）。

機械等貸与者とは主にリース業者を指しますが、対象となる機械に、新たに、フォークリフトやショベルローダー、フォークローダーが含まれることになりました（安衛法施行令第10条関係）。

機械等貸与者は、あらかじめ当該機械を点検し、異常があれば、補修、整備を行うことが必要です。

一方、機械等の貸与を受ける者は、機械の能力、特性、使用上の注意事項を記載した書面が交付されますので、確認することが大切です。

建築物貸与者の講ずべき措置【施行期日：令和8年4月1日】

建築物を事業を行う者に貸与する者*は、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととなりました。（安衛法第34条関係）

建築物は、従来は事務所又は工場に限られていましたが、今回の改正により、倉庫・物流センターのプラットフォーム等荷の搬入搬出場所や商業施設のバックヤード（バース、荷捌き場所、検品場所等）も含まれることになりました。

建築物を他の事業者^{*}に貸与する者が講じなければならない、労働災害を防止するための必要な措置は、

①通路等に関して、

- つまずき、滑り、踏抜き等の危険の防止
- 高さ1.8m以内の障害物の設置防止
- 採光又は照明による照度の確保
- 用途に応じた設備間の通路の幅の確保

②高さが2m以上の作業床の端、開口部等に、囲い、手すりなどの墜落防止措置

囲い等を設けることが著しく困難なときは、防網の設置、立入禁止区域の設定等の措置

③高さ又は深さが1.5mを超える箇所における昇降設備の設置

等です。

建築物の貸与を受ける際には、これらの措置が施されているかどうかを確認することが大切です。

※ 当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者^{*}に貸与するとき、又は二以上の個人事業者^{*}のみに貸与するときを除く。

建築物貸与者の講ずべき措置

(令和8年4月1日施行の労働安全衛生法改正)

① 通路等に関する措置

-  つまずき、滑り、踏抜き等の危険の防止
-  高さ1.8m以内の障害物の設置防止
-  採光又は照明による照度の確保
-  用途に応じた設備間の通路の幅の確保



② 墜落防止措置 (高さ2m以上の作業床の端、開口部等)

囲い

作業床

囲い等が困難な場合は防網・立入禁止等



③ 昇降設備の設置
(高さ又は深さが1.5mを超える箇所)

